

予防接種について

1 定期予防接種

平成 23 年 5 月 20 日の予防接種法関連政省令、実施要領の改正、即日施行に伴い、(1)、(2)の対応を行った。

(1) 日本脳炎

平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逸した者（平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの者）について、「特例対象者」として接種対象期間を 4 歳以上 20 歳未満とし、その期間の中で 4 回の接種を完了することとした。

(2) 麻しん風しん混合 4 期

修学旅行や学校行事で海外に行くなど特段の事情がある場合、高校 2 年生に相当する年齢の者（平成 6 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日生まれ）について、MR4 期が接種できるようになったため、希望者には予防接種票を前倒して発行することとした。

(3) 高齢者インフルエンザ

これまで、対象者にはハガキによる接種勧奨を行い、予防接種票は医療機関に置いていたが、接種率の向上を図るため、平成 23 年度は、対象者一人ひとりに直接予防接種票を郵送することとした。

2 任意予防接種

国は、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンの任意予防接種の定期化に向けて検討を行っている。そこで、区は、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の活用により、予防接種法の改正に先駆けて、以下の事業を開始し、予防接種を受けやすい体制を整えた。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種費用全額助成事業

平成 23 年 1 月から中学 3 年生の女子を対象に、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種票（3 回分）の送付を開始した。しかし、ワクチンの供給量の不足により、しばらく初回接種が出来ない状況が続き、7 月下旬になってようやくワクチンの供給改善が見込まれることになった。このため、23 年度の対象者には、7 月下旬に予防接種票を送付した。送付に際し、区立中学校を通して保護者向けのチラシを配布し、生徒・保護者への普及啓発および接種勧奨を行った。併せて、昨年度対象者（現在高校 1 年生相当の者）と今年度対象者の予防接種票の有効期限を平成 24 年 9 月 30 日まで延長することとした。

(2) ヒブワクチン接種費用全額助成事業

平成 23 年 4 月 2 日以降に生まれた子どもに対して、生後 1 か月になる月にヒブワクチンの予防接種票（4 回分）を送付する。

(3) 定期化準備事業

平成 21 年 4 月 2 日以降に生まれた子どもを対象に、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の 4 つのワクチンから、保護者が選択したワクチンの接種費用を、1 回当たり 5000 円を 2 回まで助成する。